無線局免許承継申請書(届出書)

安和**年**月**日 近畿総合通信局長 殿 割印は不要です また、印紙は重ならないように 少し間隔を開けて貼付け願います。 収入印紙貼付欄 (割印はしないこと。印紙同士が 重ならないように貼ること。) 印紙

- □電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類 を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)
- □電波法第20条第2項、第4項(分割に係る部分に限る。)若しくは第5項(合併に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3に関する手続)

また、上記の届出(免許記 併せて、電波法第14条の 面の交付を請求します。

※承継される側の企業・団体側より申請願います。

- ・都道府県一市区町村コードは分からない場合は記載不要です。
- ・法人は必ず登記されている本店(本社)の住所・名称を記入願います。 ※(法人)〇〇工場・〇〇支店、(個人)個人事業主による 屋号は受付できません。また、法人番号(13桁)を記載ください。

代理人

住 所	都道府県-市区町村コード [
	₹ (-)		
		代理人が提出する場合のみ記入願います		
氏名又は名称及び代 表者氏名	フリ	(併せて委任状の提出が必要となります。)		

2 承継に係る無線局

① 識別信号	100100000~10010005
② 種別	簡易無線局
③ 免許の番号又は予備免	近K第○○○○号~○○○○号
許通知書の番号	
④ 免許人又は予備免許を	株式会社ХХХХ
受けた者の氏名、商号又	
は名称	
⑤ 免許の有効期間	令和★★年★★月★★日

承継の対象となる無線局の情報について免許記録 の内容を記載願います。

3 電波法第5条に規定する欠格事由

開設しようとす	無須具の種類(第9項タ里)	\square	該当		
る無線局	無線局の種類(第2項各号)		該当	しない	1
相対的欠格事由	処分歴 (第3項)		有		無

相対的欠格事由(過去に電波法に違反した・処分された等)に該当しない場合"無"にチェック願います。

4 各手続に係る個別事項

承継される側の企業・団体の 情報を記載願います。

無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

- ① 合併又は分割当事者の商号又は名称 住所及び代表者の氏名
 - 1. 株式会社 $\triangle\triangle\triangle$

〒***-*** **県**市**町*-*

代表取締役 ※※ ※※

承継する側の企業・団体の 情報を記載願います。

2. 株式会社 X X X X

〒***-XXXX XX県XX市XX町X-X 代表取締役 XX XX ② 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

令和*年*月*日

③ 合併又は分割の理由経営上の判断による。

合併・分割の理由を 具体的かつ詳細に記載願います。

④ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由 新法人で引き続き無線局を運用するため。

> こちらに記載されている書類をご準備いただき、✓を記載願います。 申請時に一緒にご提出願います。

5 添付書類

- (1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続
 - ☑免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面
 - ☑相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面
 - (2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続
 - ☑合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - ☑株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第 118 条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
 - ☑合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案
- 6 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ □□カ デンパタロウ
	□□課 電波太郎
電話番号	XXX-XXX-XXXX
電子メールアドレス	xxxxxx@example.com

日中連絡が取れる連絡先を記載願います。

【申請書送付先】

〒540-8795

大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館 近畿総合通信局 陸上第三課 簡易無線担当